

福島県における復興祈念公園のあり方  
【基本構想への県提言】

(付属資料)

## 目次

### (付属資料)

福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）策定経過	1
福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議	
設置要綱	2
委員名簿	3
有識者及び住民の意見	4
福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）に関するパブリック・コメント	
実施概要・結果	10

## **福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）策定経過**

### **平成27年10月9日（金） 第1回有識者会議**

- ・復興祈念公園のあり方について意見交換
- ・住民意見発表会及び現地調査の実施を決定

### **平成27年11月2日（月）、17日（火） 住民意見発表会及び現地調査**

- ・地元住民6名（双葉町民3名、浪江町民3名）から意見発表

### **平成27年11月20日（金）、29日（日） 住民意見聴取**

- ・地元住民2名（双葉町民1名、浪江町民1名）から住民意見聴取

### **平成27年12月7日（月） 第2回有識者会議**

- ・住民意見発表会等を踏まえた復興祈念公園のあり方について意見交換

### **平成28年 2月5日（金） 第3回有識者会議**

- ・復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）の骨子について意見交換

### **平成28年 3月23日（水） 第4回有識者会議**

- ・復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）（案）について意見交換

### **平成28年 4月25日（月） 有識者会議から知事へ提言書報告**

### **平成28年4月26日（火）から平成28年5月25日（水）**

- ・有識者会議からの提言書についてパブリック・コメントの実施

# 福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議

## 設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議（以下「会議」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

### （目的）

第2条 会議は次の事項について検討を行う。

- （1）福島県双葉郡双葉町・浪江町にまたがるエリアにおける「復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」に関すること
- （2）その他必要な事項

### （会議の構成）

第3条 会議は別表に掲げる委員、行政委員で構成する。

- 2 委員は福島県知事が委嘱する。

### （会長）

第4条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （運営及び会議）

第5条 会議は、会長の指示により事務局が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

### （設置期間）

第6条 会議は、設置の目的を達成した時に解散する。

### （事務局）

第7条 会議の事務局は、福島県土木部まちづくり推進課に置く。

- 2 事務局は、会議の庶務を委託することができる。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議に諮って定めるものとする。

## 附則

この要綱は平成27年10月9日から施行する。

(別表)

## 委員名簿

	氏名	役職
会長	山川 充夫	帝京大学経済学部教授
委員	市岡 綾子	日本大学工学部専任講師
〃	鎌田 真理子	いわき明星大学人文学部教授
〃	櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部教授
〃	長林 久夫	日本大学工学部上席研究員
〃	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
〃	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
行政委員	馬場 有	浪江町長 (敬称略・五十音順)
〃	伊澤 史朗	双葉町長
〃	大河原 聡	福島県土木部長

## 有識者及び住民の意見

福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)検討有識者会議における各委員の意見や住民意見発表会等における住民の意見について整理した。

(○:委員意見、◇:住民意見)

### (1) 東日本大震災で犠牲となったすべての<sup>いのち</sup>生命への追悼と鎮魂

#### 【追悼・鎮魂の対象等】

- 追悼・鎮魂の対象(直接死、関連死)をどうするのか整理する必要がある。
- 追悼・鎮魂の表し方として、犠牲者名、地名等も残しておくことが必要である。
- 津波で亡くなった方々への「悲しみ」、原子力災害への「怒り」の二つが出発点。
- 復興祈念公園は、追悼と鎮魂の場という位置づけが中心となり、マクロ的な鎮魂の場であると同時に個々の方を悼むミクロ的な場である。
- ◇津波で喪った家内の遺骨と共に、現在仮設住宅で自分を喪ったような生活をしている。今回の津波では新地からいわきまで多くの犠牲者が出ているので、鎮魂の場を公園の中に作った方がいい。
- ◇津波で亡くなられた方を祀ってあげたいという思いが強いため、亡くなった方々の名前を記した記銘碑やモニュメントなどの形のあるものを造って欲しい。
- ◇震災前には今まで津波が来なかったから大丈夫だと思っていた方もいたので、避難訓練をやらなかった反省材料としても、犠牲者の名前を刻んだ慰霊碑を造ってほしい。
- ◇慰霊碑を造るのであれば、各市町村名を入れて犠牲者の名前を供えた祈念碑がいい。
- ◇震災によって多くの犠牲者が出たこともあり、モニュメントや式典会場、駐車場などがあった方がよい。
- ◇復興祈念公園内に、亡くなった方の名前を入れた慰霊碑を建てて欲しい。

#### 【救助活動困難状況】

- 地震翌日に避難指示が出されたため、救助活動が出来ず助けられなかった命があった。40日以上放置され、腐乱した遺体が発見された状況があった。
- 地震後、被災者の救助活動が出来ずに避難しなければならないという実態があったことを踏まえ、避難の状況や避難者の思いなども伝承する必要がある。
- ◇避難しなかった方を家族が助けに行きたいと申し出たが、放射能が高いから入れないと言われ、助けることができず、2週間位後に餓死してしまったということがあった。助けられなかった方への思いもあり、亡くなった方の魂を鎮める場が欲しい。
- ◇父の行方を捜そうと実家の方へ向かったが、途中で避難指示が出て捜索出来なかった。40日後に捜索が開始され、父は見つかった。現在、父が見つかった場所は帰還困難区域となっているので自由に花を手向けに行くことも出来ない。

#### 【震災で命を失った動物に対する慰霊】

- 避難指示区域に残った家畜の全頭殺処分が行われ、その他多くの愛玩動物も津波等により失われたことから、亡くなった動物に対する慰霊も考える余地がある。

## (2) ふくしまへの想いを育む

### 【福島との再会】

- 帰還者からの受け止められ方を含め検討する。
- 家族と話し合える場や昔の生活を伝えていける場が住民から期待されている。
- 福島から遠く離れた地で避難を余儀なくされている方々が、生まれ育った故郷の記憶を想起し、故郷に帰還した方々と心の中で繋がり、心の拠り所となる公園にする。
- 復興祈念公園は、震災により失われた生命、土地の自然、ここに暮らして散り散りになった人々、この地にあった暮らしとの「再開の場」である。
- 土地の文化や自然、震災で失った様々なもの等が、避難者の想いと共にあるという郷愁の念、未来に向けた被災者の想いが福島の再生に繋がっていくストーリーを提示する。
- 被災した方や家族を亡くされた方々が集まり、被害の甚大さ、命の大切さ、避難のあり方など、今後の防災・減災の話が出来る場が、色々な教訓の継承に繋がる。
- 公園周辺の歴史、風土、生活の営み等について、過去、現在、未来を繋いでいくため、アーカイブや周辺の遺構と連携しながら、公園内で語り合うことが出来る場とする。
- 住民の方が復興祈念公園を訪れた時、生まれ故郷の歴史や文化を子供や孫等へ伝えられるようにする。
- ◇復興祈念公園が家族で震災の会話をする場所になれば良い。
- ◇遠くに住んでいる方が戻ってきた時に集える場が欲しい。

### 【人々の交流による福島との想いの共有】

- 住民からは「集いの場」としての役割が求められている。
- 常に誰かが集い、感謝の意が感じられるような公園とする。
- 公園から復興する姿を示していくため、住民やボランティア希望者など多様な方々の参画を誘導する。
- 公園整備に歴史、文化、自然等の風土を関連づけ、清掃、植樹、学習活動等で色々な方々の参加を得ながら情報発信する。
- 追悼・鎮魂の行為として花を手向けるように、花を通じて福島の人たちへの想いを皆で共有することなどにより、復興祈念公園に咲いた花を使って、復興祈念公園外でも福島と繋がりが出来るストーリーが生まれる。
- 花などを用いて、毎年思い起こしてくれるような、そこに行ってみようという気にさせるような仕組みをつくる。
- ◇公園候補地のある両竹山は古代の横穴墓や戦国時代の山城などが確認されており、地域の歴史や生活について認識を持った上で、公園のあり方を考えてほしい。
- ◇双葉郡が原発被災地であるということが強調されているので、双葉郡は原発被災地だけではないというアイデンティティをつくって欲しい。
- ◇公園に皆が何回も足を運んでもらえるように、365日お花が咲いているような公園にして欲しい。

### (3) ふくしまの被災の経験を将来につなげる

#### 【アーカイブ拠点施設と一体的（近接した）整備】

- アーカイブ拠点施設と復興祈念公園との連携により多くの来訪者が予想される。
- 広島平和記念公園を参考に、復興祈念公園を活用した福島の情報発信をする。
- 復興祈念公園の来園者のリピーターを確保するため、科学的データを蓄え、情報発信していくためアーカイブ拠点施設等と連携させる。
- 復興祈念公園の中あるいは側に、広島の平和記念資料館のようなアーカイブ拠点施設を造り、世界や次の世代に福島の悲惨な状況を一体で示す。
- 公園に隣接したアーカイブ拠点施設を整備し、福島県全体の被災の状況を後世に伝承する。
- 来訪者を考慮するとアーカイブ拠点施設と公園は一体となっているべきである。

#### 【風化防止（アーカイブ拠点施設との連携）】

- 風化防止のためインパクトがあり感銘できる正確な情報発信の場とし、形骸化しないようリニューアルをしていく。
- 震災を風化させないための取組が必要。

#### 【被災の伝承（アーカイブ拠点施設等との連携）】

- アーカイブ拠点施設を中心とした「学びの場」「復興情報発信拠点」としての役割が必要。
- 「回遊性」「学びの場」「伝承」等を考慮し、アーカイブ拠点施設と一体的に検討する。
- アーカイブ拠点施設と復興祈念公園のすみ分けを考えた場合、人々の想いに焦点を当てながら震災による被災や避難の状況を掘り下げるのが良い。
- 浜通りや福島県全体の被災状況を同様な施設と繋がりを持って表現していくことが必要。
- ◇直接津波で亡くなった人だけでなく、関連死といわれる死亡者もいる。妻も関連死の認定を受けたが、震災のストレスは皆さん相当あると思うので、津波と地震と原発事故は絶対伝えておかななくてはならない。

#### 【地域風土の伝承（アーカイブ拠点施設との連携）】

- 長いスパンで震災前の営みや今後の防災方法等の情報発信が必要。
- 公園候補地周辺で失われた生活や文化等に係る意見の集約が必要。
- 人、動物、集落、犠牲者名、地名等を残すこともアーカイブ拠点施設と連携しながら考えていくべき。

### 【被災状況や震災前の状況再現（ジオラマ設置）】

- 浜通りの各地で起きた被災について、公園を訪れた方がそれぞれの思いで時間を掛けながら向かい合う場として、ジオラマのようなものがあれば良い。
- 被災前の風景等が海岸線の復旧により改変されることから、人の営みを含め被災前の状況などを広い公園内にジオラマのようなものを使って再現する。
- 集落等については、俯瞰的にジオラマのようなものを用いて残しておく。
- ◇今回の復興祈念公園にも、広島の平和記念公園（平和記念資料館）にあるようなジオラマをつくり、津波ばかりではなくて、原発事故の様子などを教材として後世に残せると良い。
- ◇諏訪神社や両竹集落がここにあったということを形で残して頂きたい。
- ◇街並みを再現したジオラマのようなもので、自分の家があった証があると良い。
- ◇復興祈念公園内に、町を懐かしむことが出来るような町の模型などを設置し、公園内で模型などを見ながら、皆で思い出話が出来るようにしてほしい。

### 【公園周辺の震災遺構との連携や眺望景観の活用】

- 諏訪神社から見える津波被災地区や請戸小学校、マリンハウスふたば等の震災遺構との連携、東京電力第一原発煙突の眺望景観の活用が考えられる。
- 公園区域外で震災遺構としての残置を検討している請戸小学校や海に見える景観など、復興祈念公園周辺を含めランドデザインとともに検討することが必要。
- 津波被災地区を見渡せる最低限の地形改変とすべき。
- 被災の甚大さを伝えるため、周辺にある震災遺構との連絡機能や、海や河川への眺望等を大切にしながら追悼・鎮魂できる場とする。
- 町民の方々からも震災前の暮らしへの愛着に関する話題が多いことから、海への眺望のために高台を活用する。
- 津波にのまれた“悲劇”の中で起きた請戸小学校児童の全員避難の“奇跡”を次世代に示すためにも、公園周辺と連携した整備により、双葉郡の復興を一つの記録として残せるような公園とする。
- ◇復興祈念公園は、山手の方を含めて配置し、海への眺望や景観などを考えた構造にしてほしい。

### 【公園周辺で起きた被災や避難状況についての伝承】

- 復興祈念公園周辺で起きた悲劇（津波被災発生、避難指示による被災者捜索困難）や奇跡（請戸小学校やマリンハウスふたばでの避難状況）の伝承に併せ、津波や原子力災害の教訓と復興の状況を伝承すべき。
- 生かされた生命の大切さについて、奇跡の物語を伝承していくことが必要である。
- 震災は日本人全体の大きな転換点であったため、誰もが震災と原発事故を伝え、考えることが出来る場所とする。
- ◇子供たちが何十年か先に戻ってきた時に、ここで津波被災があつて皆さんが亡くなったという想いが残るような公園としてほしい。亡くなった方のために自分が生かされたことに対する重みがある。

#### (4) 復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す

##### 【復興を祈念する】

- 本公園は、「復興への強い意志」としての意味がある。
- 復興祈念公園は、未だ復興していない中であるが、亡くなられた方々に復興を後押しして頂き、復興を進めるための祈念公園である。
- ◇公園候補地周辺が全く復興していない中で、何のための復興祈念公園なのかを考える必要がある。

##### 【復興の取組・過程の情報発信】

- 本公園は、地域再生のまちづくりのモデルとしての意味がある。
- 復興初期段階における地域再生の「さきがけ」として公園を形成する。
- 県の復興計画の3つの理念を実現していく。
- 公園整備のプロセスが、住民の帰還に繋がるような相乗効果が期待できる取組とする。
- 復興プロセスの情報発信の場とする。
- 避難地域の住民帰還の象徴としての高いメッセージ性が求められる。
- 福島が復興する姿を情報発信する。
- 復興に向けた取組などの情報を常に更新し、世界へ発信する。
- 福島の復興は世界から注目されており、福島が復興にどう向き合っていくのかということは、世界にその姿を示していくこととなることから、個人的感情を超えたところで、黙々と復興に取り組んで頑張っている姿を示すことが一番強い説得力を持つ。
- 福島を想い、福島にこだわる人を増やす努力が復興のプロセスとして必要であるため、帰還する方、帰還できない方、双方を見据えた公園とする。
- 世界各地の色々な方が復興祈念公園と関われるように、公園から発信される情報を得ながら、福島に想いを馳せるような仕組みとする。
- 新しい地域の姿を空間的、機能的にリードしていく公園が必要。
- 全住民避難から帰還を目指す中で、公園が復興をリードし、誰もが訪れたいくなるような魅力ある位置づけが必要である。
- 福島の経験を、世界や日本と共有していくためには、そこで何があって、その経験の中から何を国内外に示していこうとするのが大事である。

##### 【来園者の安全・安心】

- 廃炉作業中での放射能に対する安全性に対する不安解消が必要。
- 公園候補地付近の放射線は、現在でも低い値であり、現在実施中の除染により基準値は下回ると思われる。
- 放射線対策を徹底し、教育的視察等に対応した公園とする。

(5) 終わりに

**【公園周辺の復興まちづくりとの連携】**

- 公園周辺の土地利用を住民と共に考えていく。
- 公園の検討と併せ、公園周辺の県道や河川の復旧方法を検討する。
- 行政と住民との役割分担を整理する。
- アクセス性向上のためのインフラ整備が必要である。
- 周囲の復興計画等が明確に定まっていない中で、公園計画を先行的に進めることとなっているため、周囲の復興計画、土地利用計画と連動しないと公園計画が難しい。
- 岩手県、宮城県と福島県が違う点は、公園候補地周辺の復興がされていないこと。
- 公園と周辺施設との連携を重視して欲しい。

**【復興の進捗に併せた公園の整備充実】**

- 住民の想いに答えながらの公園計画検討が重要である。
- 公園整備と避難指示区域の復興の進捗を重ね合わせる。
- 福島では、今後、復興に関わる状況が変化していくことも考えられるため、公園計画等に関わる地元の声を長期的なスパンで柔軟に取り入れながら、公園を段階的に整備・充実して欲しい。
- この公園は様々な形で地域の方々等と一緒に積み上げていくプロセスを重視しなければいけない。
- 多様なステークホルダーと協働しながら、公園並びにその周辺地区に未来への希望をもたらす祈りの空間とすることが求められる。
- ◇浪江町では運動が盛んだったので、運動施設や多目的広場、機能的には見晴らせるようなものがあれば非常に良い。

## 「福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)」に関するパブリック・コメント

### 実施概要・結果

県民の皆様から広くご意見を募集するため、以下の方法でパブリック・コメントを実施した。

#### 1. パブリック・コメントの実施概要

##### (1) 募集期間

平成28年4月26日(火)から平成28年5月25日(水)

##### (2) 募集対象

- ・県内に在住、または通勤、通学している個人及び県内に事務所がある企業や団体
- ・東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故により県外へ避難されている個人や団体

##### (3) 周知方法

- ・福島県ホームページや福島県まちづくり推進課、県政情報センター、福島県各地方振興局(県北を除く)の県政情報コーナーにおいて「福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)」を公表。

#### 2. パブリック・コメントの結果

##### (1) 意見提出者数

9名

##### (2) ご意見及び福島県の考え方

次頁「福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)」に関する県民意見」参照

「福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」に関する県民意見

「前文」に関する意見

ご意見の概要	対応
<p>○ 追悼と鎮魂には「怒り」を含めてはならない。含めるべきは「反省」ではないのか。</p>	<p>○ 「怒り」については、公園のあり方として、追悼や鎮魂に含めたものではなく、提言書の「前文」で、「多くの人々は、これまで安全であると信じていた原子力発電所で起きた事故により、突然、すべてが変えられてしまったことへの怒りと悲しみの日々が続くこととなった。」と、あくまで当時の状況を記載しているものでありますので、ご理解下さい。</p>

「福島県における復興祈念公園のあり方」に関する意見

「(1) 東日本大震災で犠牲となったすべての<sup>いのち</sup>生命への追悼と鎮魂」に関する意見

ご意見の概要	対応
<p>○ 犠牲者慰霊碑の建立を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慰霊碑の建立については、東日本大震災の未曾有の大災害の犠牲者を追悼するとともに、この大震災の記憶を風化させることなく、美しい故郷を取り戻し、次世代に託すために必ず復興してみせると誓い合う象徴として、慰霊施設の整備は不可欠であります。</li> </ul>	<p>○ ご提案の内容に関連して、提言書では、公園のあり方として、「本公園は、犠牲者への追悼と鎮魂の中核的な場所として、今回の震災で失われたすべての生命へ想いを寄せ、復興を祈念する場として、多くの人々が集い、未来への希望をもたらす祈りの空間となることが求められる。」と記載しております。</p> <p>○ なお、公園など公共施設に宗教施設を設けることは出来ませんが、ご提案の内容については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>

「(2) ふくしまへの想いを育む」に関する意見

ご意見の概要	対応
<p>○ 事故の風化防止・地域の伝説などの継承「心の復旧」について、これからの浪江町の姿を想像すると、以前の浪江町の文化・伝統・伝説などは自然消滅が危惧される。浪江の語り部が一時帰宅時に浪江の昔話を持ち出したものを、ボランティアの方が紙芝居にし、仮設住宅で上演して頂いたのをきっかけに結成した「浪江まち物語つたえ隊」が所持している紙芝居やアニメーションを復興祈念公園の一部分で保管・上映できるスペースを設ける。</p>	<p>○ ご提案の内容に関連して、提言書では、公園のあり方として、「ふくしまを愛し心を寄せる国内外の人々が集い、交流する場となって、ふくしまの自然、歴史、伝統文化等、ふくしまの魅力を共有することにより、未来に向けたふくしまへの想いを育む場となることが期待される」と記載しております。</p> <p>○ なお、ご提案の内容については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>

ご意見の概要	対応
<p>○ 故郷へ戻ることの出来ない人々へ残せるものは、故郷の思い出「伝統芸能・民話」であり、心の復興の一助となるものが必要である。</p>	<p>○ 故郷へ戻ることが出来ない人々に対して、提言書では、公園のあり方として、「本公園整備を通じ、心ならずも故郷から離れた地で避難生活を続けている方々が、思い出深い風景・自然などを感じ、生まれ育った故郷の記憶を想起し、緑や花に囲まれた中で心の安らぎを取り戻すことにより、ふくしまと心の中で繋がりを、心の拠り所となることが期待される。」と記載しておりますので、ご理解下さい。</p>
<p>○ 現在避難生活を余儀なくされている双葉郡を中心とした神社の氏子の人々と子ども達が神社毎に一同に集って、それぞれのお祭りを行い、御神楽を発表し合うことが出来る共同の「子どものお祭り広場」の機能を付加していただくことを要望します。</p> <p>現在、地域のお祭りが絶えてしまうことを憂い、離散した氏子の有志により復活した御神楽が各仮設住宅で細々と行われていますが、せめて故郷の神社に近い場所で地域の人々が集い、祭りが出来たら、と切望しております。</p> <p>「子どものお祭り広場」に求められる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜通りに犠牲者の慰霊とともに、福島未来を担う子どもたちが故郷へ愛着と誇りが持てる鎮守の森を造りたい。</li> <li>懐かしい里山をイメージして県民による植樹（平成 30 年の植樹祭をにらみ）</li> <li>・福島県の重要民俗無形文化財に指定されている「請戸の田植踊り」、「熊川の稚児鹿舞」の伝承は喫緊の課題であることから、民俗無形文化財の保護育成の観点から、子どもたちによる獅子神楽、田植え踊り、じゃんがら、盆踊り、民謡などの発表の場にしたい。</li> <li>・神楽舞の稽古、集会所、衣装や備品の保管場所、神楽の資料展示（写真、動画など）の機能をもつ建物が必要。</li> <li>・子ども相撲の土俵を整備して子どもたちの歓声がこだまする森にしたい。</li> <li>・祭りの縁日の風景（地域の特産品、農産物、露天が並ぶ市、恵比寿講、だるま市）を実現する。</li> <li>・廃炉作業に励む人たち、東京オリンピックに関わる選手関係者の憩いの森とする。</li> </ul>	<p>○ ご提案の内容に関連して、提言書では、公園のあり方として、「ふくしまの自然、歴史、伝統文化等、ふくしまの魅力を共有することにより、未来に向けたふくしまへの想いを育む場となることが期待される。」と記載しております。</p> <p>○ なお、公園など公共施設に宗教施設を設けることは出来ませんが、ご提案の内容については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>

### 「(3) ふくしまの被災の経験を将来につなげる」に関する意見

ご意見の概要	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興祈念公園は、東日本大震災と東京電力第一原子力発電所の事故により、他県の地震津波の災害との違いを明確にし、原発事故の恐ろしさを全面に出した計画となるようにして、後世に残す事が大切です。</li> <li>○ 今回の原発事故は人的災害であり、この事実を後世に残すことが大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の事実を後世に残すことについて、提言書では、公園のあり方として、「複合災害の記録と教訓を後世に伝える施設として別途検討を進めているアーカイブ拠点施設と連携を図りながら、広く世界と共有する場としていくことが期待される。」と記載しておりますので、ご理解下さい。</li> </ul>

### 「(4) 復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す」に関する意見

ご意見の概要	対応
意見はありませんでした。	—

### 「終わりに」に関する意見

ご意見の概要	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未来へ向けた公園であることを強く意識してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未来へ向けた公園について、提言書では、「終わりに」で、「本公園とともに、世界のモデルとなる地域を築き上げ、ふくしまの新しい姿やその軌跡を発信していくことが期待される。」と記載しておりますので、ご理解下さい。</li> </ul>

### 今後の公園計画に関する意見

ご意見の概要	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興祈念公園が完成した場合、誰がどの程度訪ねて来るのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興祈念公園に誰がどの程度訪ねてくるのかについては、公園周辺の復興まちづくり計画と併せて、今後検討を進めていく予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園全体に占める追悼と鎮魂の割合(エリア)が不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 追悼と鎮魂を含め、公園施設の配置計画については、今後検討を進めていく予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災・減災施設としての公園であれば、震災以上の揺れや津波を想定しなければ心の底から安心とは言い難いし、津波のエネルギーを吸収・分散させる構造や配置についても考慮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震や津波への対応については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</li> </ul>

## その他の意見

ご意見の概要	対応
<p>○ 収束していない原発の今後の変化やトラブルに対する解決策を具体的に計画してほしい。</p> <p>トラブル対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最適な原発の廃炉手順で収束に向けて行う行動の確認</li> <li>・非常時の伝達方法の確立</li> <li>・避難道路の確保「JR・高速・国道・地方道・すべての拡幅・拡大」</li> </ul>	<p>○ 収束していない原発の今後の変化やトラブルに対する解決策については、本公園計画とは別に整理しているところであり、提言書の内容に直接関わることはありませんが、危機管理担当部局等に確認したところ、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び東京電力株式会社が行う廃炉に向けた取組については、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」の立入調査や現地駐在員による現地確認等により監視を行っているところです。</li> <li>・新たな原子力災害への対応については、引き続き、体制強化を図ってまいります。</li> </ul>
<p>○ 失ったものは命だけではなく、繋いできた歴史と描いてきた未来も失われ、それがトラウマとなり、復興と帰還への足かせとなり、希望と喪失の混濁を生んでいる。</p>	<p>○ ご意見として伺います。</p>
<p>○ アーカイブ拠点施設は伝承性を持たせた施設と思われるが、悲痛な思いと向き合うことのできる人たちだけでは無いことを配慮してほしい。</p>	<p>○ アーカイブ拠点施設について、提言書では、公園のあり方として、「複合災害の記録と教訓を後生に伝える施設として別途検討を進めているアーカイブ拠点施設と連携を図りながら、広く世界と共有する場としていくことが期待される。」と記載しているところであります。</p> <p>○ ただし、アーカイブ拠点施設の内容については、本公園計画とは別に整理しているところであり、提言書内容に直接関わることはありませんが、アーカイブ拠点施設担当部局等に確認したところ、本年度、基本構想策定等を進めており、検討にあたってご意見を参考にさせていただくこととあります。</p>
<p>○ マリーンハウスふたばや請戸小学校は、施設本体の強度、特に基礎の安全性・安定性をきちんと調査してから利用を検討した方がよいと思う。結果によっては、撤去もやむを得ないかもしれないので注意してほしい。</p>	<p>○ ご意見については、マリーンハウスふたばや請戸小学校の施設を管理する双葉町や浪江町へそれぞれ伝えることとします。</p>

ご意見の概要	対応
<p>○ 風景を壊してきたテトラポットの効果を検証していない。</p>	<p>○ テトラポッド（消波堤）は、本公園計画とは別の施設であり、提言書の内容に直接関わることはありませんが、海岸保全施設担当部局に確認したところ、テトラポッド（消波堤）については、海岸侵食の防止、軽減及び海岸の安定化を図ることを目的として汀線（ていせん）近傍に汀線と平行に設置される海岸保全施設であり、消波堤設置により汀線を維持する一定の機能を有していると考えられるとのことです。</p>
<p>○ 福島県が音頭を取っての県内諸宗教合同での慰霊式典の開催を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慰霊式典については、福島県主催による県民を上げての慰霊祭として、県内の宗教代表が合同で慰霊を捧げる形式を取れば、憲法が定める政教分離原則に抵触することはないものと考えます。</li> </ul>	<p>○ 公園における式典開催については、未定です。</p>